

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第18条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第20条の2の見出し中「案分」を「按分」に改め、同条第1項中「法第352条の2第3項」を「法第352条の2第5項」に、「共同土地」を「共用土地」に、「案分」を「按分」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に、「案分」を「按分」に、「避難解除日」を「避難等解除日」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「案分」を「按分」に改め、同条第3項中「案分」を「按分」に改める。

第24条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第2号中「本号」を「この号」に改め、第24条の2第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第26項を削り、附則第27項を附則第26項とし、附則第28項を附則第27項とし、附則第29項を附則第28項とする。

附則第30項中「次項」の次に「、第32項及び第33項」を加え、同項を附則第29項とし、附則第31項を附則第30項とし、同項の次に次の3項を加える。

31 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第28項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

32 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条

の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第29項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 33 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第30項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第38項中「法附則第15条第33項第2号ハ」を「法附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同項を附則第40項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 41 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第37項中「法附則第15条第33項第2号ロ」を「法附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第36項中「法附則第15条第33項第2号イ」を「法附則第15条第32項第2号イ」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第35項中「法附則第15条第33項第1号ロ」を「法附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第34項中「法附則第15条第33項第1号イ」を「法附則第15条第32項第1号イ」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第33項を附則第35項とし、附則第32項を附則第34項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の大磯町町税条例の規定中固定資産税に関する部分（次項の規定を除く。）は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄